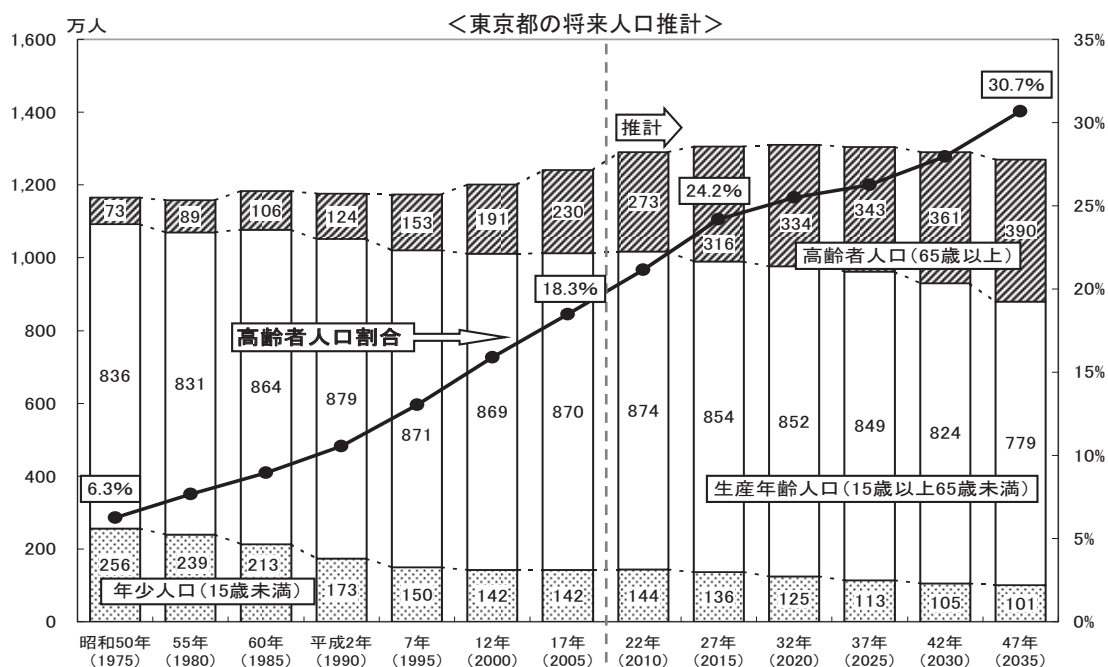


## 第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します <高齢者分野>

### (高齢者を取り巻く状況)

- 東京では、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年に高齢者人口が310万人を超え、都民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来します。  
高齢化率はその後も上昇を続け、平成47年には30.7%に達する見込みです。



資料：総務省「国勢調査」〔昭和50年～平成17年〕  
国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」(平成19年5月推計)〔平成22年～平成47年〕

- また、核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

### (介護保険制度の改正)

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成24年4月施行の改正介護保険法では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮

らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を推進することが、国及び地方公共団体の責務とされています。

- また、同改正法では、地域包括ケアシステムを推進するための具体策として、新たに、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複数のサービスを組み合わせで提供する複合型サービスなどが示されています。
- これらのサービスについて、都は、平成23年7月に実施した「介護報酬改定に関する緊急提言」の中で、早朝夜間帯の人員確保を可能とする介護報酬水準を設定すること等を提言していますが、改正法施行後もサービスの実施状況を踏まえつつ、都市部で有効に機能するよう、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

### **（都の取組）**

（地域包括ケア体制の整備）

- 都は、単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。
- また、平成22年度からは、24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担うシルバー交番設置事業の推進に努めています。
- 医療や介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるようにするためには、区市町村とも連携して、医療、介護、住まい、見守り等の総合的な体制を更に整備する必要があります。

（介護サービス基盤等の整備）

- 都は、特別養護老人ホーム等の介護基盤について、整備率が低い地域に対し独自に補助額を加算するなど、地域偏在の解消と東京都全体の整備水準の向上に努めています。
- 認知症高齢者グループホームについても、土地所有者が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、いわゆるオーナー型の整備に対する補助や、整備が進んでいない地域への補助単価の加算など、独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- また、これらの整備に必要な土地を確保するため、都有地を低廉な価格で事業者へ貸し付けるほか、公有地を活用して施設整備を行う区市町村を支援しています。  
さらに、定期借地権を活用した用地確保の支援や国有地の減額貸付けを国に提案

要求するなど、介護基盤の整備を促進するため、さまざまな取組を行っています。

- 同時に、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイなどの在宅サービス、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備も進めています。

(すまいの確保)

- 平成21年度に設置された「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、平成22年度から、高齢者の新たなすまい「東京モデル」として、適切な負担で入居できるケア付きすまいや居室面積要件の緩和等により家賃負担を軽減した都市型軽費老人ホームの設置を進めています。
- 平成22年には、「高齢者の居住安定確保プラン」を福祉保健局と都市整備局が共同で策定し、高齢者の居住安定確保に向けた取組を総合的・計画的に推進するための基本的な方針と実現のための施策を示しました。
- 平成23年10月には改正高齢者住まい法が施行され、国土交通省と厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」が新たに創設されました。
- 今後、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、多様なニーズに応じて「すまい」を選択でき、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

(医療的ケアに対応できる介護人材の育成)

- 特別養護老人ホーム等では、高齢化や要介護度の重度化に伴い医療的ケアを必要とする入所者が増えています。  
国は、当面のやむを得ない措置として、介護職員等が医師や看護職員等と連携してたんの吸引と経管栄養を行うことを認めていましたが、法改正により、平成24年4月から、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件の下で、こうした行為を実施できるようになります。  
都道府県においては、介護職員等に対する研修やたんの吸引等を行う事業者の登録等を実施することとされており、事業の円滑な実施に向けて、準備を進める必要があります。
- 高齢者の在宅療養生活を支える訪問リハビリテーションなどのサービスにおいては、専門的な医療知識や技術、経験、コミュニケーション能力等を持つ職員が必要ですが、こうした人材の不足が課題となっています。

- また、在宅療養生活を支える質の高いケアマネジメントやサービスを確保するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護職員等が基本的な医療知識を習得することが不可欠です。

（認知症対策）

- 都は、認知症の人やその家族を支えるため、東京都認知症対策推進会議において具体的な施策を検討するとともに、普及啓発を目的に都民向けシンポジウムを開催するなど、独自の取組を進めてきました。  
また、かかりつけ医に対して研修を行うなど、地域の医療支援体制の充実にも取り組んでいます。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加することが見込まれることから、かかりつけ医と専門医療機関との連携、さらには医療と介護との連携を強化する必要があります。

（健康長寿医療センター）

- 平成21年、高齢者専門の急性期病院である老人医療センターと老化及び老年病に関する研究所である老人総合研究所を一体化し、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立しました。センターでは、病院と研究施設との一体化と地方独立行政法人化の利点を活かし、高齢者医療と研究の拠点として、高齢者を取り巻く種々の課題の解決と高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指しています。  
また、老朽化している施設の建て替え整備を行い、平成25年度に新施設（病床数550床）での運営開始を予定しています。

## 【平成 24 年度の取組】

- 平成24年度においては以下の取組を推進します。

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します**
- 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します**
- 3 サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します**
- 4 認知症に関する総合的な施策を推進します**
- 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します**

# 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を活かした地域包括ケアのモデルを構築し、利用者の状況に即した適切なサービスを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

## 主な事業展開

- 訪問看護ステーション設置促進事業（再掲 P66） 36 百万円
  - ・ 地域包括ケアシステムの推進及び要介護高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションの設置を促進し、訪問看護のサービス量を確保します。  
[30 か所（サテライト含む）]
  
- シルバー交番設置事業 355 百万円
  - ・ 住み慣れた地域で暮らせる安全・安心を提供するために、地域における 24 時間 365 日ワンストップサービス機能を担うシルバー交番を設置します。
  - ・ 高齢者に対し、訪問活動、情報の一元的収集・共有化、インフォーマルサービス（介護保険外）を含めた提供体制のコーディネート、緊急時対応、安否確認を行います。
  - ・ 単身・夫婦のみ高齢者世帯等に、緊急通報システムや生活リズムセンサーを設置し、緊急事態に対応できる仕組みを構築します。
  
- 高齢者地域見守り事業 （包括補助）
  - ・ 区市町村の協力・支援の下、町会・自治会等の地域の方が主体となって在宅の高齢者の状況や福祉ニーズ等を把握し、日常の見守りや支援活動を行う等、地域で支え合う仕組みづくりを進める区市町村を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- ふらっとハウス（地域サロン）事業 （包括補助）
  - ・ 空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもり防止などに活用することで、地域福祉の向上・地域づくりに取り組む区市町村を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
  
- 一人暮らし高齢者等安心生活支援事業 （包括補助）
  - ・ 地域包括支援センターを核として、地域で住民がともに支え合う仕組みを構築したり、一人暮らし高齢者等の生活を地域で支える区市町村の取組を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

**㊦〇 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議【新規】 1百万円**

- ・ 高齢者が一人でも安心して暮らせる地域社会を構築するため、高齢者に対する見守り活動の現状と課題を分析し、高齢者を地域で支え、見守る有効な取組について検討するとともに、その成果を区市町村に普及啓発します。

**㊦〇 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P65） (包括補助)**

- ・ 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
- ・ 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

**〇 高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業【新規】（再掲 P92）（包括補助）**

- ・ 高齢者を熱中症等から守るため、熱中症予防の普及啓発や見守り及び猛暑時の避難場所の設置等に取り組む区市町村を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

**〇 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上【新規】**

**(包括補助)**

- ・ 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

## 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、地域密着型施設を整備するとともに、依然としてニーズが高い重度要介護者向けの特別養護老人ホームなどの広域型施設の整備も促進し、高齢者の生活を支えます。

### <自立を支える介護サービス基盤>

#### 【地域密着型サービス】

- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模特別養護老人ホーム
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護拠点
- 複合型サービス など

#### 【広域型サービス】

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- ケアハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅 など

### 主な事業展開

#### ◎◎ 地域密着型サービス等の重点整備 199 百万円

- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点、小規模特別養護老人ホームなど、地域密着型施設の整備を促進するため、区市町村が経費の一部を補助した場合に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による補助に加え、都独自の補助により支援します。

[小規模多機能型居宅介護拠点(33か所 105人分)、小規模特別養護老人ホーム(2か所 58人分)、小規模特別養護老人ホーム併設ショート(1か所 5人分)]

#### ◎◎ 介護保険施設の整備促進 16,364 百万円

- ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設について、整備率の低い地域における整備費補助を加算することにより、地域偏在の緩和・解消を図りつつ、整備を促進します。

[特別養護老人ホーム(新規24か所 2,445人分)、介護老人保健施設(新規10か所 954人分)]

- ・ 介護専用型ケアハウスの整備を促進するため、整備費の一部を補助します。

[介護専用型ケアハウス(新規3か所 178人分)]

- ・ 特別養護老人ホームの一部を従来型個室・多床室で整備する場合も補助対象とし、区市町村の実情を踏まえた整備を進めます。
- ・ 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(特定施設の指定を受ける施設に限る。)について、大規模改修費を補助します。

**④〇 ショートステイ整備費補助 322 百万円**

- ・ 老人短期入所施設の整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外に併設する場合及び単独で整備する場合に、創設や増築等にかかる整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 新規 60 人分]

**④〇 共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業 14 百万円**

- ・ マンションなど共同住宅と認知症高齢者グループホームやサービス付き高齢者向け住宅等との一体的な整備を行う場合に必要となるエレベーター整備費の一部を補助します。

[創設型5か所、既存ストック活用型5か所]

**④〇 介護専用型有料老人ホーム設置促進 331 百万円**

- ・ 介護専用型有料老人ホームについて、運営事業者による整備に加え、オーナー型\*による整備に対しても施設整備費補助を行い、整備を促進します。

[施設整備費補助 新規 50 人分]

\* オーナー型：社会福祉法人や医療法人等への貸付けを目的として、法人又は個人が整備するもの

**④〇 都市型軽費老人ホームの整備 983 百万円**

- ・ 低所得者層も食事や生活支援サービスを受けられるよう、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームを整備します。

[施設整備費補助 1,784 人分]

**〇 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業**

- ・ 防火対策緊急整備支援事業 61 百万円  
既存施設に対し、スプリンクラー等の防火設備費用の一部を補助することにより、防火対策を強化し利用者の安全・安心の確保を図ります。
- ・ 介護基盤の緊急整備特別対策事業 7,953 百万円  
地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の地域密着型施設の整備に対し補助を行い、設置促進を図ります。

**④〇 定期借地権の一時金に対する補助 2,101 百万円**

- ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。

**〇 施設開設準備経費助成特別対策事業 1,132 百万円**

- ・ 特別養護老人ホーム等の開設準備に必要な訓練期間中の職員雇上経費や地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。



○ 公有地を活用した介護サービス基盤の整備

- ・ 所有地の活用促進  
所有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります（「所有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- ・ 区市町村有地の活用促進の充実（包括補助）  
学校跡地など区市町村の未利用地の積極的な活用を推進するため、公有地の貸付けと独自の施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村に対して、財政支援を行います。

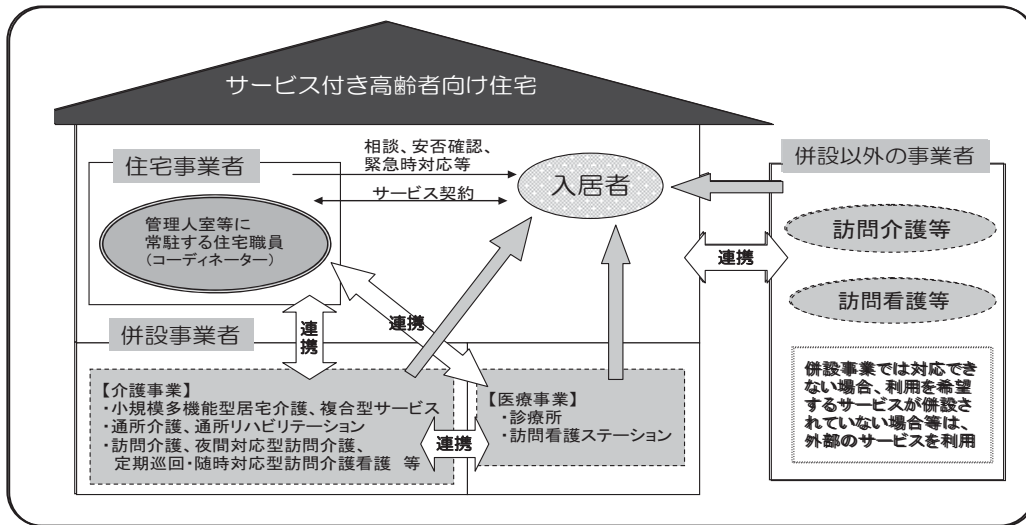
[高齢社会対策区市町村包括補助事業：  
補助基準額 200,000 千円、小規模多機能型居宅介護も併設する場合 30,000 千円を加算]

◎ 医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業 250 百万円

- ・ 医療・介護を連携させたサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成し、介護や医療が必要になっても高齢者が安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。
- ・ 既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。

[施設整備費補助 新設 10 か所、継続 10 か所]

＜サービス提供のイメージ＞



◎ 社会福祉施設耐震化の推進（再掲 P91） 759 百万円

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 83 施設、耐震改修 58 施設]

◎ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P92） 45 百万円

- ・ 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 284 施設]

### 3 サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します

介護人材不足に対応するため、人材の確保や早期離職の防止に対する介護事業者の取組を支援するなど、質の高い介護サービスが安定的に提供されるよう取り組みます。

#### 主な事業展開

- **在宅医療サポート介護支援専門員の養成** 17 百万円
  - ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療サービスを含めたケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療知識等の研修を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。  
[研修対象者 375 人]
  
- **訪問看護ステーション人材確保支援事業【新規】（再掲 P66）** 11 百万円
  - ・ 訪問看護ステーションの人材不足を解消するため、訪問看護師の育成・定着マニュアルを作成し、普及啓発を行います。
  
- **現任介護職員資格取得支援事業** 24 百万円
  - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。  
[500 人]
  
- **訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業（再掲 P66）** 4 百万円
  - ・ 今後増加が見込まれる在宅療養高齢者の介護ニーズに対応するため、在宅療養サービスの担い手となる訪問リハビリテーションの専門人材を育成する研修を実施します。  
[200 人]
  
- **介護施設における人材確保事業の実施**
  - ・ **職場体験事業** 6 百万円  
人材確保、早期離職防止等を目的として、職場体験生を受け入れる施設を支援します。  
[360 人]
  - ・ **施設介護サポーター事業** （包括補助）  
地域住民が施設介護サービスを支える活動に自主的、自発的に参加できる環境をつくるため、区市町村が施設において行う養成研修及び受入体制の整備を支援します。  
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

○ **介護職員スキルアップ研修事業** **11 百万円**

- ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。

[900 人]

㊦○ **介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業【一部新規】** **131 百万円**

- ・ 特別養護老人ホーム等施設系サービスや在宅系サービスにおいて、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録等を行います。

○ **外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援** **59 百万円**

- ・ 我が国とインドネシア、フィリピンとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都立施設での受入れや、都内の民間施設での受入れに対する支援に取り組んでいきます。

㊦○ **新卒者等応援緊急介護人材育成事業（再掲 P50）** **800 百万円**

- ・ 就職活動中の高校・大学新卒者等の介護分野への就職を支援するため、ホームヘルパー2級・介護福祉士の資格取得を支援するとともに、福祉人材センターにおいて就職の相談とあっせんを行います。

[ホームヘルパー2級 2,000 人、介護福祉士 100 人]

## 4 認知症に関する総合的な施策を推進します

今後、さらなる増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、ケア・医療を担う人材育成や都民への普及啓発を行うとともに、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

### 主な事業展開

- ④〇 **認知症高齢者グループホーム緊急整備** **2,055 百万円**
- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。
- [73 ユニット]

#### [整備目標]

平成26年度末までに10,000人分を整備

#### [都独自の主な整備促進策（継続）]

- オーナー創設型・改修型（土地・建物所有者が事業者へ賃貸）に対する補助の拡大
- 補助金額の拡充（定額補助化）
- 整備が遅れている重点整備地域（申請に基づく）の補助基準額を加算（1.5倍）
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型デイサービスや小規模多機能型居宅介護の併設加算

- ④〇 **認知症対策推進事業** **4 百万円**
- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制のあり方について、実態調査の結果も踏まえて、中長期的な検討を進めます。また、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。
- ④〇 **認知症疾患医療センター運営事業【一部新規】** **131 百万円**
- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センター\*が医療機関同士、さらには医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。
  - 地域の医療機関に従事する看護師の認知症対応力を向上させるため、研修を実施します。
- [12 か所]

\* 認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、保健医療・介護機関等と連携し、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行う。

**㊦ 東京都若年性認知症総合支援センター設置事業【新規】 23 百万円**

- ・ 若年性認知症の人や家族のためのワンストップ相談窓口を設置するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題解決を図ります。

**㊦ 認知症地域支援ネットワーク事業 (包括補助)**

- ・ 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

**㊦ 認知症デイサービスセンター延長事業 (包括補助)**

- ・ 認知症高齢者の在宅生活の継続及び家族の介護負担の軽減を図るため、認知症通所介護事業のサービス提供時間外（早朝・夜間、休日）に延長してサービスを提供する事業に取り組む区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

**㊦ 認知症対策研究の推進 150 百万円**

- ・ 財団法人東京都医学総合研究所におけるこれまでの取組を活かし、認知症の早期診断法の確立及び治療法の開発を進めます。

## 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します

高齢者の特性に応じた適切な医療を提供するための確固たる基盤を構築し、大都市東京にふさわしい高齢者医療を確立します。

### 主な事業展開

- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援** 4,769 百万円
  - ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成21年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。
- **地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの整備** 9,849 百万円
  - ・ センターが取り組む新施設の整備に対し支援を行います。

《スケジュール》 平成24年度中 新施設竣工（予定）  
平成25年度 新施設での運営開始（予定）

### ＜健康長寿医療センターの概要＞

